

滋賀県産業廃棄物税について

目次

番号	項目	頁
1	第15回～第17回までの税制審議会の状況と今後のスケジュール等について	3P
2	第15回～第17回までの税制審議会での審議の総括等について	4P
3	「課税方式」に関していただいた意見に対する事務局の考え方について	6P
4	今後の調査検討事項およびスケジュール(案)について	7P

本県の産業廃棄物税については、第15回の税制審議会での諮問以降、第16回では、主にその①評価、②使途について、また第17回では、③課税方式、④税率について、ご審議いただいたところ。

今回の第18回では、①～④のご審議を踏まえ、「答申案」に関する審議をお願いする予定であったが、特に③課税方式について、委員各位から様々なご意見をいただいたことを踏まえ、答申案については次回の第19回の議題とすることとしたい。

	スケジュール（見直し後）	スケジュール（当初）
第15回 (1月3日)	・諮問	←
第16回 (3月29日)	・産業廃棄物税の方向性について ➔ ①評価 ②使途 について	←
第17回 (6月21日)	・産業廃棄物税の方向性について ➔ ③課税方式 ④税率 について	←
第18回 ※今回 (10月16日)	・課税方式に関する事務局の考え方について	・答申案 について
第19回 (1月～3月)	・答申案について	—

これまでの①評価、②使途、③課税方式、④税率に関する主なご意見は、次の通り。

特に③課税方式については、申告納付方式と特別徴収方式への効果や免税点、課税免除等に関し、各委員、それぞれの見地から、ご意見をいただいたところ。

今回は、前回の議論を踏まえた事務局の課税方式に対する考え方(方針)について、各委員からご審議いただき、次回の答申案に繋げてまいりたい。

論 点	主なご意見
①評 価	<ul style="list-style-type: none"> ・生産額あたりの廃棄物の排出量は減少しており、評価できる (ただし、排出量の増減は技術進歩や社会経済動向にも影響される) ・滋賀県廃棄物処理計画等の目標値を指標に評価することも考えられるのでは ・現行税率で現状以上のインセンティブは望めず、更なる削減のためには、技術革新への支援をより本格的に行うか、さらに手を加える必要を感じる
②使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が減少することに関する事業の効果検証が必要 ・サーキュラーエコノミーの観点を踏まえ、製造段階から発生抑制を図る事業の検討を ・リサイクル認定製品の販売が伸び悩んでおり、種類を増やす支援等による更なる普及促進 ・申告のデジタル化促進等
③課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・特に「申告納付方式」「特別徴収方式」の比較において、議論（次頁）
④税 率	<ul style="list-style-type: none"> ・経年で1,000円/ t での排出抑制効果が薄れているが、本県単独での税率の引き上げは困難 ・他団体とのバランス、引上げに向けた今後の広域的議論を期待

③「課税方式」に係る論点と主なご意見

主な項目	<p>○:申告納付方式の利点に関する意見 △:申告納付方式の課題に関する意見</p> <p>□:課税方式の転換に関する意見</p>
目的効果等	<p>○:自ら申告し、納付することに<u>環境政策上の優位性</u>がある</p> <p>○:排出量をコントロールできる排出事業者を規制のポイントにすべき</p> <p>○:特徴方式は税の適切な転嫁に懸念</p> <p>□:排出量のトレンドは、特徴方式の他団体と顕著な差がなく、<u>徴税上の利便性、税収確保を重視</u>すべき</p>
再生施設	<p>○:サーキュラーエコノミーの観点から、<u>再生施設搬入のインセンティブは重要</u></p> <p>△:再生施設への搬入のインセンティブが減っても、<u>排出抑制効果は強まると考えるため、応分の税負担をすべき</u></p> <p>□:<u>環境意識の高まりを踏まえ、再生施設搬入等のインセンティブより、税収確保・用途事業を充実できる特徴方式に転換</u>すべき</p>
免税点	<p>○:一定規模以上の者を課税対象とするのは<u>政策的に普遍的な措置</u></p> <p>△:<u>カバー率を上げていくことも検討</u>すべき、税の公平性からは、8割程度必要ではないか</p> <p>□:<u>免税点以下の税負担のない者が多数を占めるのは疑問</u></p>

<参考> 課税方式の比較 (再掲載)

	申告納付方式 (3団体(本県含む))	特別徴収方式(25団体)
排出抑制効果	税を自ら申告、納付 → 排出抑制効果を期待	税は処分料金に内包 → 税負担の意識が小さい
免税点	あり → 一定以下の企業育成 の観点	なし → 公平な税負担 の観点
客体の把握	中間処理施設・最終処分場 → 煩雑	焼却施設・最終処分場 → 容易
再生施設搬入	課税免除 → インセンティブあり	最終処分場への搬入重量で一律課税 → 間接的なインセンティブ

本県の申告納付方式に対しては、
「排出抑制効果」については、特別徴収方式との差異がない事などを中心に、
徴税の利便性・税収の安定化の観点を踏まえ、“特別徴収方式”へ転換を促すご意見、
「再生施設」については、インセンティブへの疑問と負担の必要性、
「免税点」については、引下げ（対象拡大）のほか、設定そのものの必要性について、
ご意見等をいただいたが、
一方で、事業者への排出抑制の意識付けや税の適正な転嫁、サーキュラーエコノミー
の観点から、“申告納付方式”の意義に関する評価もいただいたところ。
については、これらを踏まえた次の事務局の考え方について、ご意見等をいただきたい。

<事務局の考え方>

- ・ご意見等を踏まえ、本県の産業廃棄物税に関し、以下3点の見直し等に着手すること
- ・令和6年度から見直し等に関する調査、検討に着手し、対応方針を決定の上、税制審議会にお諮りし、課税方式を決定 ➡スケジュール（案）次ページ


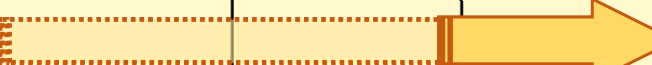
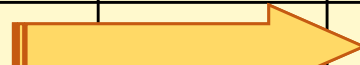





① **特別徴収方式への転換等を含めた課税方式の見直し※および関連する対応等を検討、議論すること**

※「申告納付方式の継続（見直し）」、「特別徴収方式への転換」を中心に議論

② **現行の申告納付方式の課題と考える手続き等の簡素化・効率化を進めること**

③ **使途事業の見直し、再構築**

4. 今後の調査検討事項およびスケジュール(案)について

今後の調査検討事項		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①課税方式の見直しおよび関連する対応等					<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>税制審議会での審議</p> <p>▼</p> <p>課税方式の決定</p> <p>▼</p> <p>条例改正</p> <p>〔 附則改正 または 本文改正 〕</p> <p>▼</p> <p>※課税強化に繋がる場合 総務省同意</p> </div>	
(1)特徴・申告の各課税方式による排出抑制効果についての調査	申・特	 <p>状況分析・統計を用いた調査等</p>				
(2)処理業者等の税相当額転嫁の実現性の調査	特	 <p>業界団体等への聞取等（検討状況に応じて適時）</p>				
(3)中小企業に関する負担額等の影響調査	特	 <p>免税点以下の事業者（～500t）の状況分析等</p>				
(4)再生施設搬入へのインセンティブに係る検討	申	 <p>インセンティブの必要性、「応分の課税」に向けた実現可能な制度検討等</p>				
②申告納付方式の手続き等の簡素化・効率化						
(1)様式の記載項目の見直し・省略化						
(2)申告等の電子化（eLTAXの活用）						
③使途事業の見直し、再構築						
(1)税収動向の分析、検証						
(2)使途事業の再検討を行い、必要に応じて見直し、再構築						

クリーンセンター滋賀の影響判明

次期滋賀県廃棄物処理計画策定(予定)